

保護者の皆様へ

「学校において予防すべき感染症」（生徒手帳参照）にかかっている、または、かかっている恐れのあるとき、学校保健安全法第19条により、出席停止（欠席扱いにならない）になります。

同条に定められた感染症により学校を休む場合は、速やかに学校にご連絡ください。また、医師の指示等により感染のおそれがないと認められ、生徒が再登校する際は、保護者が以下の「学校感染症による欠席届」に記入し、クラス担任にご提出ください。

※再登校後、1週間以内にご提出ください。

※出席停止は、感染症予防と流行防止を目的として行う処置です。

※第3種の「その他の感染症」は、必ずしも出席停止になるものではありません。出席停止の判断は、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上、学校長、学校医の相談のもと決定されます。

## 学校感染症による欠席届

東京都立 大泉桜 高等学校長 殿

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 氏名 \_\_\_\_\_

下記の疾患について、\_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日に医師の診断を受けました。

このため、\_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日まで欠席させていましたが、

登校させますのでご連絡します。

病 名： \_\_\_\_\_

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の検査実施日(陰性)は「インフルエンザ・コロナ疑い」と記入

受診した医療機関名： \_\_\_\_\_

医療機関の電話番号： \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

保護者名 \_\_\_\_\_ 印

※医療機関で発行された学校感染症による出席停止と判断のできる書類（お薬手帳のコピーやお薬袋等）もあわせて提出してください。確認後、書類はお返しします。

確認が取れない場合、医師による証明書（有料）を提出していただく場合があります。